

旭市特産品開発事業対象経費

市にふさわしい特産品の開発及び改良に取り組むために必要な経費を補助金対象とします。

ただし、本事業以外の用途への転用が容易なものについては、補助金対象外とする場合があります。

特産品開発に要する経費	注意事項
原材料費	商品開発のための試作、改良に使用する原材料費
専門家謝金	専門知識・技術及び技能を有した者に依頼し、研究開発等に係る試作、改良、デザイン等の改善、指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払われる経費
外注加工費	原材料等の加工に要する経費
消耗品費	事業に必要な小額な物品の購入
通信運搬費	郵便料及び運送代
手数料	振込手数料
資料購入費	商品開発に要する資料等の購入経費
品質検査の経費及び栄養成分の分析に係る経費	
品質検査費	商品開発に必要な分析及び試験費
登録商標等に要する経費	
登録商標費	商品の商標権を取得するための経費
商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費	
パッケージ、デザイン費	商品化に向けたラベル、デザイン、パッケージ等に要する経費
販売促進に係る広告及び宣伝に要する経費	
広告宣伝費	イベント出店料、ホームページ制作費、PR活動による交通費

対象外経費

- ・ 機械購入及び施設整備に要する経費
- ・ 製造に要する経費
- ・ 事業実施団体の構成員に対する謝金、貸金や旅費等
- ・ 公共料金要する経費等
- ・ 建物建設経費等